

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 長崎県 外1名

平成30年1月15日

原告ら準備書面（ ）

長崎地方裁判所佐世保支部

原告ら訴訟代理人

弁護士 馬 奈 木 昭 雄
外

被告長崎県準備書面（2）に対する原告らの認否等は、以下のとおりです。

第1 上記書面第1（6）における被告長崎県（以下、「被告」という。）の求積明に対する回答

1. 被告の求積明

被告は、「総代」が本件覚書締結当時の地元住民各人及びその後に転入してきた地元住民を代表するという、法的構成等を明らかにすることを求めている。

そこで、以下、回答する。

2. 権利能力なき社団として

（1）権利能力なき社団

「社団の実体」を有するが法人格を持たない団体を権利能力なき社団という。川原郷は、「社団の実体」を有するが法人格を持たない団体、いわゆる権利能力なき社団である。したがって、代表者すなわち「総代」が権利能力なき社団の名において長崎県と締結した本件覚書の効力は、本件覚書締結当時の地元住民各人及びその後に転入してきた地元住民にも当然に及び、本件覚書の当事者として、被告に対し、本件覚書の合意内容の効力を主張し得る。以下、理由を述べる。

(2) 要件

権利能力のない社団すなわち「社団の実体」を有するためには、①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることが必要である（最判昭和 39 年 10 月 15 日）。

(3) 本件へのあてはめ

これを、川原郷においてみるに、①郷には代表者として総代、意思決定機関として総会、財産管理に関して会計係、監査に関して監査役が置かれており、団体としての組織を備えている。②総会での意思決定は多数決で行われている。③転入・転出者がいても郷そのものは存続してきた。そして、④郷の代表の方法、総会の運営、財産の管理方法等も長年の間確定している。

したがって、川原郷は、いわゆる権利能力なき社団に該当する。

よって、川原郷の代表者である「総代」が郷の代表者として長崎県と締結した本件覚書（甲 D 1）の効力は、本件覚書締結当時の地元住民各人及びその後に転入してきた地元住民等にも及ぶこととなる。

第 2 上記書面第 2 の認否・反論

1. 同1について
主張は、争う。

2. 同2について
主張は、争う。

3. 同3について
川原郷、岩屋郷及び木場郷に居住していた移転対象世帯67世帯の中54世帯がその所有していた土地・建物被告に譲渡している事実は認め、その余の事実は否認する。
主張は、争う。

4. 同4について
主張は争う。

以上